

福岡県京築児童相談所長 様

福岡県京築児童相談所の第三者評価
報告書

(令和 6 年度 1 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県京築児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求	9
第Ⅱ部 児童相談所の組織	11
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	14
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	17
第Ⅴ部 社会的養育の推進	20
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	21
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	23
アンケート結果	
こどもアンケート結果	27
関係機関アンケート結果	49

総評

(2024 年 10 月 1 日(火)～2 日(水) 実地調査実施分)

総評

【優れている点】

- ・小規模な組織で職員の人数は少ないですが、チームワークが良く、課や係を超えて協力し、お互いに相談しやすい職場づくりが実現されていました。執務室も各課・係の動向を共有しながら風通しの良い環境であり、これにより職員の心理的な安全性も確保されていることは高く評価できます。
- ・令和４年４月に里親・施設課を設置し、施設措置及び里親委託等社会的養護で生活する子どもや家族への支援を専任で行う体制を整備したことで、支援機能に焦点を当てた対応が可能になりました。その結果、措置委託ケースへの支援の質を高め、子どもの権利擁護の推進等が一定程度確保しやすい体制がとられたことは評価できます。
- ・「親子の絆再生事業」では、措置委託ケースの中から、家族関係再構築・家族再統合を視野に入れたケースを対象に、外部のスーパーバイザーの助言をもとに支援ケースを選定し、児童福祉司と児童心理司の２名からなるチームが、これまで福岡県内の児童相談所(以下、「児相」)が本事業で培ってきた知見やノウハウ等も活用しながら、家族全体の理解を深め、丁寧かつ集中的な関わりが積極的に実践されている点も評価できます。

【今後に向けての提案】

- ・組織改編の効果を十分に発揮するため、法定定数の充足はもとより、支援対象のケース数や必要な支援内容の量、児相の立地条件等、現場のニーズ・実態に則した人員体制の確保を希望します。また、産前産後や育児、介護等による休業が発生した際は、個々の職員の負担にならないよう、代替職員の補充をする等組織として迅速かつ的確な対応が望まれます。
- ・組織的な臨床経験の共有による組織対応力・相互理解の更なる向上に加え、臨床経験の分かち合いによる職員の資質向上・スキルアップ、特に若手職員の人材育成にも寄与する観点から、各部署が担当するケースを組織全体で共有・検討できる仕組みについて検討されることを提案します。
- ・夜間・休日対応について、現在の体制では十分とは言えません。担当する管理職には過度の負担が発生してしまっていると考えます。交通不便な立地条件にあること、管轄地域内に児童養護施設等がないなどの地域特性を考えると、夜間休日の対応体制の充実について、特段の体制整備の検討が強く望まれます。
来年度に一時保護所の運営が開始されることを考えると、児童相談所においても、夜間休日対応の必要性が一層強く求められ、具体的な体制強化が実現されることを期待します。
- ・措置委託ケースの家族関係再構築・家族再統合支援の中核を担う「親子の絆再生事業」について、今後は、施設との更なる連携強化を目的に、施設との連絡会議や職員研修等の企画を担う「施設支援コーディネーター」としての機能・役割を付加する等するほか、将来的には本事業経験をキャリアプランに位置づけ、県児相全体としての人材育成に有効活用することを戦略的に検討されることを期待します。

- ・市町に対し、それぞれの地域特徴に応じて、要対協やこども家庭センターを強化するための戦略を練る必要があります。市町と共同して事例検討を行ったり、人的な交流を行ったりする等、連携を強化するために、具体的な取り組みが必要であると考えます。自らの管轄内の市町の強化について、京築児相が強い関心を持ち、中心となって、本庁や県中央児相と必要に応じて連携しつつ推進することや、必要であればそのための職員配置が望ましいと考えます。
- ・管内に児童養護施設等の社会資源がなく、一時保護施設併設後は、これまで以上に措置(委託)先の確保が求められると考えます。そのためにも里親・ファミリーホーム等の積極的な開拓が必要であり、一層の取り組みを期待します。
- ・他自治体への一時帰宅を行う場合(特に長期間)の児相間での必要な事前の協議・情報共有や一時帰宅先への調査依頼の徹底に加え、入所措置や一時保護の解除時及び解除後の支援に関する市町との十分な協議・協働は必須であり、点での支援から線(面)での支援の仕組みを市町や出身施設等と一層工夫されることを希望します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	・皆で互いにバックアップしながらケースに対応しており、課長職が同行したり、時には課を超えて相互支援したりしている状況があり、組織内連携により補っている点は、児相で勤務する職員の心理的安全につながっており、すばらしいと感じました。 ・調査や支援の過程、さらにはケース対応の協議等それぞれの場面において、子どもの意見を一層強く意識し、また、ケースの主訴や子どもの養育が不適切になっていることの背景や構造、子どもや保護者が持っている課題だけではなく、強みにも一層着目し、意識することが強化できればよいと考えました。 ・受理会議や援助方針会議等の場でも、是非積極的な意見交換に努めてほしいと思います。担当ではない者からの素朴な疑問等も含め、意見を出すことで、ケースを深く検討し、子どもや保護者への適切な支援に役立つことが少なくないと考えます。
児童相談所	・夜間休日対応体制は大きな課題となっているので、引き続き、県と積極的に対応策を検討して欲しいと考えます。県内の各児相に共通する問題でもあります。京築児相の立地条件や職員数から考えると職員一人あたりの負担が大きくなってしまふこと、一時保護所が新設されることで相談対応件数の増加も予測されることを考えると、京築児相としての必要性が高いと考えます。また、児童福祉司及び児童心理司が法定定数に達しておらず、人員を充実確保する必要があります。 ・市町の支援メニューの拡充をどのように促すか、市町との連携を強化するか等について戦略をもって対応することが望まれます。 ・心理職について、管理職のポストが少なく、キャリアプランを持ちにくい状態になっています。このことは心理職の人材の確保や職員の充実した業務を推進する上での動機付けにも関係する側面もあることから、改善が必要と考えます。
設置自治体	・京築児相の一時保護所を併設する等、ハード面の充実に向けて施策が進められているほか、県全体で子どもの権利ノートの内容の見直しやこども家庭センターの設置、児童記録等のデータ共有や子どもの意見表明を意識した記録の様式の改訂等児童福祉行政全体について、包括的な視点を持って改善を進めている点は高く評価できます。今後も、このような姿勢を是非継続していくことを希望します。 ・夜間・休日対応体制については、福岡県全体の問題でもあります。とりわけ京築児相において改善の必要性が高いと考えます。管理職のなり手が確保できないとの問題につながる懸念もありますので、引き続き、児相と協議の上、人員体制については是非検討をお願いしたいと思います。児童福祉司・児童心理司が法定定数を下回っている点についても、児相とも協議の上、人員体制の充実検討をお願いしたいです。 ・心理職のキャリアプラン問題は福岡県全体の問題でもあります。児相と協議し、改善をすすめていただきたいと思います。

	・市町村の機能の充実や児相との連携について、県としてこれを進めていく姿勢は見られますが、児相自身が戦略を持って連携強化しうるような体制を構築できるような支援を検討してほしいと考えます。 ・社会的養育推進計画(こども計画と一体とできることとなっています)の立案にあたっては、代替養育を必要とする子ども数の見込み(需要量)を市町と協力し、さらに具体的に推測し、検討をお願いしたいです。京築児相管内に児童養護施設がなく、ファミリーホームも不足しているとの個別の地域事情についても考慮した上で、計画を立案することをお願いしたいと思います。
国	・各児相において実施されている受理会議や援助方針会議、さらには困難ケースへの組織的な検討の実情は、児相によって大きく異なっており、各児相からすれば、他の児相がどのような対応・工夫をしているのかの情報不足していると考えられます。会議のありかたは、児相の規模や地域事情に応じたものになるとは思いますが、他の児相がどのような会議の活用をしているのか、ケースでの協働検討や困難ケースのフォローアップの方法等について、最新の各地の実例を調査し、紹介する等の方法により、具体的な支援をしていただきたいと考えます。 ・京築児相においては、令和7年度に新設した一時保護所を併設する児相の新庁舎が稼働する予定となっています。一時保護所における個別処遇の充実や適切な夜勤体制の確保、一時保護所の職員が一層充実した研修を受講できる体制の確保に加え、児相の規模や状況によっては、休日夜間対応を行う者を一時保護所に配置するといった工夫も考えられるところです。さらに一時保護所の人員体制の充実を促すよう、ガイドラインの改善等の検討を行って欲しいと考えます。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・子ども一人一人からの意見聴取を、組織として聴取するように所全体で取組み、子どもの意見聴取をケース記録のシステムに組み込んでいる等、意識高く取り組んでいる姿勢は評価できます。関係機関のアンケートにおいても、子どもの意見を十分に考慮しているとの指摘もされています。 【今後に向けての提案】 ・子どもの意見は、子どもが表面的に話をした部分だけを捉えるのではなく、子どもの発達状況や認知特性、その言葉の背景等も考える必要があり、また時間や環境によって変化する部分もあります。そのような観点もみすえて、継続的に子どもに寄り添い、意見を聞く姿勢を強化することを期待します。なお、このことは研修の実施による徹底の他、次項で触れる取組みの徹底をはかることにつながると考えます。 ・児童福祉司や児童心理司が調査をしたり、支援計画を立てたりする場合はもちろんですが、受理会議や援助方針会議等においても、「子どもはその調査・支援の計画内容、実際に行った調査や支援についてどのような意見をもっているであろうか」を考え、意識的に会議等で確認する取組みも考えられます。なお、子どもの意見を尊重する取組みは、担当者によってばらつきがでてしまう部分もあるようですが、研修を実施するほか、受理会議や援助方針会議で常に子どもの意向を確認する作業を意図的に行うことで、取組みが浸透する役割も果たすと考えます。 ・子どもの権利ノートを子どもが持っているかと回答した子どもは31%、入所等の理由の説明を児童福祉司等から受けたと回答している子どもは約38%でした。管内に児童養護施設等がなく、管外の施設等まで出向く必要があること等も影響しているものと考えますが、今なされている取組みの強化をさらに進め、一層の丁寧な支援を期待しています。 ・子どもの権利ノートは、一人ひとりの子どもが大切にされていること、尊重されていることを子どもが実感することに資する重要なツールであり、支援者が子どもの権利が確保されているかを子どもと一緒に考えるための重要なツールです。施設への措置等を行う場面だけではなく、措置後、担当者と子どもとの面会の際にも活用が望まれます。例えば、子どもが親とずっと面会したいがなかなか言い出しにくいとか、面会するとかえて自分が傷つくのではないかと心配しているといった話が出た際に、まずは親と面会することは子どもの権利であり、自分で意見を述べ、それをまわりの大人は尊重するという枠組みを出発点にしながら、面会についての心配事（子どもの側のほか、事例によっては、大人の側が心配していること）を伝えて話し合うこと等が考えられます。子どもの権利ノートを「施設等での生活のルールブック」と受け取られるようなものではない、子どもが見てわかりやすく、また子どもと支援者の対話のために利用できるものにしようと、県全体で現在その内容を改訂中とのことですので、その取組みに期待します。また、よい改訂にするためにも、現時点での子どもとの面会において、児相の担

当者が工夫して利用し、使い勝手を、児相から県に積極的にフィードバックすることが望まれます。

・また、乳幼児や知的な障がいを持っている子どもの意向確認も重要で、言葉を発することが難しい子どもにおいても、その子どもの真意を模索し、それを尊重する取り組みが必要です。子どもの意思確認に関しては、例えば乳幼児についても、その発達の状況や健康状態等に着目して、その「意向」を確認し、記録に残すような対応が求められます。なお、今後は一時保護所が新設される予定となっていますが、一時保護所で生活する児童に対して、意見表明支援事業を積極的に進められることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・こじんまりとした組織であり、職員の人数は少ないが、チームワークが良く、課や係を超えて協力し、相談しやすく、執務室も各課・係の動向を共有しながら風通しの良い組織であることは高く評価できます。 ・現在、専門職採用、経験者採用が積極的に進められていることは、高く評価できます。 ・来年度半ばからは、一時保護所を併設した単独庁舎の運営が始まりますが、これにより、一時保護所との連携の充実、迅速な一時保護、行動観察（行動診断）をリアルタイムに共有できる体制の構築につながりますので、高く評価できます。また副次的に、これまでの職員の一時保護先・一時保護委託先も含めた移動時間の短縮にもつながると考えられます。 ・虐待通告に関する 24 時間 365 日対応（特に夜間・休日対応）について、一次窓口は業者に業務委託をする等工夫を進められている点は、評価できます。 ・職員の専門性の確保のため、様々な研修に取り組まれていることは評価できます。 ・児童相談システムも順次更新されており、システムから様々な台帳等への抽出も進められていることは評価できます。 【今後に向けての提案】 ・現状では一時保護所が併設されておらず、子どもの移送や安全確認等に際して時には人的不足になることもあるようであり、一時保護所が併設されるまでの間、改善を期待します。 ・管轄区域が、県内の交通不便な地域(海沿いの 2 市 5 町)でもあり、人材確保、定着には様々な工夫が必要と考えますが、今後人材確保(経験者採用も含め)、人材育成について戦略をもって行うことの必要性は高く、まずもって法定定数を早急に満たすことにより、より一層の相談支援の向上を強く期待します。特に児童心理司については、アウトリーチや児童福祉司との協働も含めた支援の充実が求められ守備範囲も広がることから、人材確保、育成の計画を含めて、キャリア形成の方向性を検討されることを希望します。 ・職員の増員による、中間層の厚み、特にスーパーバイザー(以下、「SV」)の不足が想定されますが、外部の有識者の活用による SV の強化に取り組んでいる自治体の取組みも参考にしつつ取り組まれることを提案いたします。

- ・現状では一時保護所での行動診断(観察)の情報が提出され、援助方針会議等で検討されているようです。今後、判定会議や観察会議等を活用し、オンラインでの一時保護所職員との意見交換等を含めて検討を進められることを希望します。
- ・今後、一時保護所を併設することにより一時保護中及び措置中の子どもの多職種による多面的なアセスメントの強化と協議連携による援助がますます必要になることから、医師が児相に来所する回数を増やす等子どもに対する医学的な診察・診断の強化が求められます。また、一時保護の司法審査の導入も予定されており、弁護士との協力体制の一層の充実についても検討されることを希望します。
- ・夜間・休日対応について、業務委託業者による一次対応後は、課長・係長 4 名が 1 週間ごとに輪番体制で対応をされています。電話での通告等の聴取(受理)後、安全確認や一時保護等が必要な場合には、時には地域担当者の協力を得る場合もあるようですが、現在の体制では複数対応の原則が徹底できない場合が多くならざるをえません。また児相が交通の不便な地域にあり、管轄地域内であっても単独で車で駆けつけるため移動に時間を要することが少なくないこと、担当職員において常に高い緊張感を持続しておく必要があり、一時保護先や警察との調整や保護者対応等の負担は大きく、担当職員のオンオフの切り替えも難しいと考えます。現状では、管理職が各種法令・通知等の趣旨に則った本来業務を遂行するうえでも支障を来すおそれもあります。

また、対応のための準備に時間を要することや待機のために、多くの時間準備が必要な状況になっていることもふまえた手当のありかたを検討することを望まれます。
- ・来年度に一時保護施設併設の単独庁舎が開設され、相談件数の増加が予測されることや交通不便な立地条件にあるという地域特性、小規模な児童相談所であることから職員数が少なく屋職員一人あたりの負担が大きくなること、管内に児童養護施設等がないことをふまえると、夜間休日の対応体制の充実について、特段の体制整備が強く望まれます。
- ・今後は職員数の増加、若手職員の育成が喫緊の課題ではありますが、当面中間層(SV 等)の育成までには時間を要するとは考えます。そのため、事例研究(他機関、学校等も含めた)やフラットなメンバーでの勉強会等の機会を増やすことにより工夫されることを希望します。
- ・建物の構造上の問題から来ている側面はありますが、現状では児童記録の保管場所が利用者也通るスペースにあったり、職員のパソコンの画面が利用者から見える可能性がある等改善すべき点があり、新設児相設置の際に向けて今から検討を進められることを期待します。また、児童相談システムのデータへの追記や修正について、一定の期間を設けてブロックしてそれができないようにする等、一定の電磁データの管理についても検討することが必要と考えます。
- ・児相が新築されることに伴い、各種パンフレットの備え付けを初めとして、児相が子どもを守り、子どもや家族を支援する機関であり、県民に児相を身近に感じてもらえるような工夫をされることを期待します。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・通告受理後の対応も業務マニュアルにあるように、職員間で協力しあって一定の業務遂行が図られており、さらに在宅指導中のケースも含めて、進行管理の格付け・変更がシステム化され、リスク管理や子どもの意見聴取が進んでいます。また、成長曲線等、通告以前にさかのぼった状況も記録化されており、より正確なアセスメントをえることができるような社会調査を行っている点は評価できます。ケース記録に子どもの意見を記載するフォーマットが作成され、意見表明の過程を記録化しており、これまで以上に子どもの意見をしっかり聞いていこうという姿勢が見られます。 ・受理会議では、全てのケースをカバーし、対応のランク付けを検討し、援助方針で ABC 等の格付けをした後は、システムおよびソーシャルワーク毎に月 1 回の管理台帳回覧決裁による管理がなされ、しっかりとした進行管理が行われています。また、児童精神科医や弁護士等から、専門的知見を得ることができるような体制づくりがなされている点も優れているところです。 【今後に向けての提案】 ・全職員参加で受理会議から援助方針会議に移っていくスタイルで、受理会議は受理後のケースの経過確認をする時間を含んでおり、受理会議兼格付け会議の形でした。経過確認では、担当福祉司が席を外していたり、「保留」という形で進捗が不明なところがあったりと、会議で意見を出し合うという雰囲気が逆にそがれてしまっている印象がありました。新規に受理されたケースについて、ケースの主訴や見立て、考えられる対応上の課題等について意見を出し合えるよう、さらなる工夫が必要であると思いました。 仮に新規受理ケースへの対応と、ケースの格付けを同じ会議で議論するとしても、2 つを分けたほうが、参加職員の意見がしやすいのではないかと思います。例えば、具体的には受理会議は主訴を確認、保護者や子どもの意見意向、市町村、要対協、こども家庭センターの動きや方針を意識して検討する等、受理ケースに時間をかけ当面の支援方針を検討します。受理後の経過については担当課長および SV の執務室内での都度確認とし、全ての受理後経過確認ケースを受理会議の中で報告するのではなく、その中で困難事例を受理会議後の時間で意見を出し合う等の形等を検討してみたいかがでしょうか。 ・措置や措置解除、措置変更をする節目で援助方針会議を行っているようですが、その形にとらわれずに、困難事例等について、担当者とその上司のほか、心理や保健師、絆事業の担当者等も加わり、検討する場があると、多角的な検討が可能になるほか、より具体的な OJT となると思われます。弁護士についても、受理時の少ない情報下で、多くの事例のふりわけ等を議論する受理会議出席だけでなく、事例検討にも加わってもらうことで、多角的な視点での検討が進むものと考えます。 ・受理会議や援助方針会議等での支援検討について、職員の専門性向上の場としての効果を期待するな

ら、例えば「研修対象となるような数事例をピックアップして全員参加のもと時間をかけて検討する」、「プロジェクターに必要なケース情報を映し、参加職員が情報を共有しながら協議する」等の工夫が考えられます。工夫にあたっては職員に意見を聴く機会を設け、職員の意見を取り入れた方法を検討されてはいかがでしょうか。

また、次年度は一時保護所が新設されることにともない、一時保護所職員を含めた一時保護児童のケース進行管理について、どのような形で会議開催していくのかを含めて検討が必要になります。受理会議や援助方針会議の開催方法については、その時々組織状況に合わせて柔軟に変更し、参加している職員にとって有意義なものとなるような対応とし、ケースの機会を逃すことなく適時開催していただきたいと考えます。

- ・今後は、虐待ケースに限らず児相が支援している全ケースについて、現在の月1回の管理台帳回覧による進行管理だけでなく、組織的に点検する機会を設定し、支援の遅れや漏れがないか確認する仕組みを導入することを検討してみたいでしょうか。例えば、上半期、下半期で終結検討を目的とした全ケースカンファレンスを行うことで、各担当職員のケース数を減らすとともに、ケースごとの見立てを得られる機会は集中的なOJTとなります。

- ・事例によっては、支援者が考える援助メニューに保護者が協力的ではない点に関心が集まってしまう、子どもが置かれている状況に十分焦点が当たっているとは言えないものもあるようです。既に指摘したとおり、ケースへの対応、各種検討会議において、子どもが置かれている状況、子どもの意向、子どもにとって最善の支援は何かを意識して対応されることを希望します。

- ・市町や他児相との情報共有やケースの送致・移管について、中津市(大分県)や北九州市等県境の自治体間での、ケースの移動が多い状況があります。特に転居を繰り返すケース等の中にはリスクの高い事例もみられることから、慎重かつ確実な対応が求められます。市町のアンケートから、一時保護や措置解除の際の支援協議に加えて、支援体制の確認が必要な在宅ケースについても協議する場が求められており、また、情報共有の点でも市町村からの評価が低くなっています。児相として支援ケースの引継ぎを含む協議の場を設定し、相手先がどのような取扱い（主幹がどこになるのか、要対協に登録するか否か等）となるのか、十分な連携、援助方針の引継ぎ等を着実かつ丁寧に進められることを希望します。また、援助方針への市町の意見反映についても、一層の工夫が望まれます。

- ・市町や改正児童福祉法の改正により設置が求められている「こども家庭センター」と一層連携し、市町の在宅支援と切れ目ない支援の仕組みについても検討を進めることも重要です。家庭引取り等が予定されている措置ケースや児童福祉司指導中のケースについては、保護者の住む市町との一層の情報交換を進めるとともに、児相は市町村に対する丁寧な説明や認識の共有、意見の交換を日常的に行うことが求められています。こうした取組みを進めるためには、実務者会議だけではなく、日常的に市町の担当者と顔を合わせた協議の場を多く持つ必要があると考えられます。多忙な児相の業務を抱えて日々ご尽力されていることと存じますが、市町とのパートナーシップを高めるための取組みを一層進めていただくことを期待します。とりわけ、市町との協働が求められる虐待の初動対応については、日常的なケースリスク管理を含めて、市町との関係を強める場を意識的に設けることを検討いただきたいと考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

- ・令和 4 年 4 月に里親・施設課を設置し、施設措置及び里親委託等社会的養護のもとで生活する子どもや家族への支援を専任で行う体制を整備したことで、支援機能に焦点を当てた対応が可能になり、措置委託ケースへの支援の質を高め、子どもの権利擁護の推進等が、一定程度確保しやすい体制がとられたことは評価できます。
- ・県児相共通の「児童相談マニュアル」に基づき、措置委託ケースに関わる支援の流れ、対応の手順、被措置児童等虐待への対応、自立支援計画を含めた全体的な進行管理等、組織として概ね標準的な運用が行われていることや、子どもの状況に応じ、在所期間の延長や自立援助ホームの活用（一時保護委託先としての活用を含む）等が積極的に行われていることも評価できます。
- ・「こどもアンケート結果」によると、回答数が限定的ではあるものの、「児童相談所の人にはあなたの話をよく聞いてくれますか」との質問に、「よく聞いてくれる」との回答割合が、里親で 100%、施設で 82.8%、また「あなたのこれからのことについて児童相談所の人に自分の気持ちを話せますか」との質問には、「自分の気持ちは話せる」との回答割合が、里親で 100%、施設で 65.5%と、いずれも高い割合を示しており、個々の職員が子どもに寄り添い、真摯に向き合うことで、子どもとの信頼関係を構築していることの一端が窺えることも評価できます。
- ・「親子の絆再生事業」では、家族関係再構築・家族再統合を視野に入れたケースを対象に、外部の SV の助言をもとに支援ケースを選定し、児童福祉司と児童心理司の 2 名からなるチームが、これまで県児相が本事業で培ってきた知見やノウハウ等も活用しながら、家族全体の理解を深め、丁寧かつ集中的な関わりが積極的に実践されている点も評価できます。

【今後に向けての提案】

- ・「関係機関アンケート結果」によると、児相との調整・協議等に関する複数の質問項目に対し、里親や施設から、「ケースワーカーによって対応が異なる」、「自立支援計画についての連携は特に行われていない」、「措置児童の状況確認や家庭状況の情報を定期的に連絡いただき情報共有が必要」、また施設や市町からは、「一時保護や措置解除の支援について市町との十分な協議はできていない」等、児相との連携が十分でないことを窺わせる意見が複数みられます。また、「こどもアンケート結果」においても、「あなたがここで生活することになった理由を児童相談所の人から説明されましたか」や「あなたは今の担当の児童相談所の児童福祉司や児童心理司さんの名前を覚えていますか」、「あなたのこれからのことについて児童相談所の人には説明をしてくれていますか」等複数の質問項目で、否定的な回答が少なくない割合を占めています。

これらの要因として、上記の組織改編時の令和 4 年度から令和 5 年度の 2 か年は、組織改編に見合う適切な人員配置がなされていなかったことや、令和 6 年度になり 2 名の専任職員が配置されたものの、里親担当職員の欠員が重なり、本来期待されていた機能がいまだ十分に発揮しづらい状況が続いていることが大きく影響している

ものとも考えられます。

組織改編の効果を十分に発揮するため、法定定数の充足はもとより、支援対象のケース数や必要な支援内容の量、児相の立地条件等、現場のニーズ実態に則した人員体制の確保を希望します。また、産前産後や育児、介護等による休業が発生した際は、個々の職員の負担にならないよう、代替職員の補充等組織として迅速かつ的確な対応が望まれます。

- ・機能分化により、それぞれの機能が強化されることは評価できる一方、里親・施設課が担当する社会的養護で生活する子どもへの支援について、子どもへの心理的ケアや権利擁護、家族への再統合支援、里親・施設との連携・協議等、社会的養護の現場臨床に関する知見が、組織全体で共有されにくくなる弊害も懸念されます。

組織的な臨床経験の共有による組織対応力・相互理解の更なる向上に加え、臨床経験の分かち合いによる職員の資質向上・スキルアップ、特に若手職員の人材育成にも寄与する観点から、各部署が担当するケースを組織全体で共有できる仕組みについて検討されることを提案します。例えば、毎週の受理会議及び援助方針会議の教育的機能を強化し、各課・係から1ケースずつ(特に「親子の絆再生事業」の支援ケースの他、ステップファミリー、転居に伴う移管、性的虐待、面会通信制限、法28条、親権停止等の困難及び希少事例)を提出し、支援経過について報告・検討、またケースに応じた関係機関(市町及び里親・施設等)にも出席していただき、相互理解と知見を学び合う機会として活用する等、関係機関との連携強化にも有効と考えます。

- ・措置委託ケースの家族関係再構築・家族再統合支援の中核を担う「親子の絆再生事業」については、現在、担当職員を基本的に2年交代とし、職歴に関係なく配置されているとお聞きました。今後は、施設との更なる連携強化を目的に、施設との連絡会議や職員研修等の企画を担う「施設支援コーディネーター」としての機能・役割を付加するほか、将来的には本事業経験をキャリアプランに位置づけ、県児相全体としてどのように人材育成・有効活用していくのか戦略的に検討されることを期待します。

- ・施設入所中や一時保護中の子どもが在宅に復帰する際及び復帰後の支援に際しては、市町との十分な協議・協働は必須であり、点での支援から線(面)での支援の仕組みを市町や出身施設等と一層工夫されることを希望します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	B
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	C
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18 歳以上について、支援を行っているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
【優れている点】 ・児童養護施設を母体とした法人による里親フォスティング機関や地域の里親会と連携協力しながら啓発イベントの共同開催等里親支援に積極的に取り組んでいることは評価できます。また里親(養子縁組里親含む)の基礎研修はもとより、スキルアップのための研修を実施する等着実に里親の資質向上を進めています。 ・里親委託に関しては、子どもの年齢、保護者との関係性をふまえ、里親に対して、委託予定期間を視野にilleて、アタッチメントの形成の促進の観点から支援を進められている点は評価できます。特に低年齢での委託では里親とのアタッチメントの形成が進むことは望ましいことです。 ・里親委託推進に向けて里親担当児童福祉司を配置し、里親家庭訪問支援にも取り組みを進めておられることは評価できます。また、里親支援機関との協働での里親開拓・支援等についても、一部の事業を令和３年度から業務委託されて協力して進められている点は評価できます。 【今後に向けての提案】 ・今後は、里親フォスティング機関との役割分担や情報共有の在り方について一層明確化していくことが期待されます。里親委託のケースにおいては、特に、援助方針が保護者宅への引き取りなのか、施設措置への移行なのか、委託児童の発達特性や特徴を含め里親への養育支援の方針を丁寧に説明し、里親子関係の調整や整理を含めた養育支援計画の適宜な見直しなどに課題があると考えます。また、里親委託解除の際には、里親の感じる喪失感等にも十分配慮する必要があると考えます。 子どものパーマネンシーの保障の観点からも、特別養子縁組も含めたマッチングや、里親への中途養育に関する様々な不安等に対する支援の充実等里親ソーシャルワークの一層の取り組みを期待します。 ・管内に児童養護施設等の社会資源がなく、一時保護施設併設後は一層措置(委託)先の確保が求められると考えます。そのためにも里親・ファミリーホーム等の積極的な開拓が必要であり、一層の取り組みを期待します。また、里親委託が増えることにより、民間フォスティング機関と連携し、細やかな里親支援の枠組みを構築する必要があります。里親不調にならないようするためにも、里親との顔の見える関係の構築が必須と考えます。委託(措置)する児相として、時には里親に対する相談や支援を民間機関と協働で取り組むことで、児相・里親支援機関・里親会・里親がチームとなった支援の構築を提案します。	

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	B
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・福岡県の全児相において実施されている「親子の絆再生事業」(京築児相においては平成 27 年度から実施)では、専任スタッフを配置し、児童福祉司と児童心理司とがチームになって、丁寧で的確な対応がなされており、評価できます。なお、絆事業は、選定された困難ケースについて、複合的な視点にたった丁寧で、適切な対応を可能にするという本体の目的を果たしているほか、絆事業の担当者のソーシャルワークのスキルを高めたり、ソーシャルワーカーと心理職との協同の仕事のあり方を経験し、他のケースでのそれぞれの業務のあり方を見直したりする機会になる、児相内の人材育成機能や、絆事業を経験している職員が、包括的なケースの見方、相当期間当事者と密接に関わることで時間の流れをみながら当事者に寄り添い支援を展開する視点を身につけること等で、他の職員に対し SV 的な役割を担うことができる、児相内の SV 機能があることも注目されます。 ・在宅支援に関しては、支援計画で定められた定期的な訪問ができていなければ、システム上警告がなされ、他の者がこれを確認できることとなっており、ケースをモニタリングする助けになっています。 【今後に向けての提案】 ・在宅支援ケースのなかで要注意ケースをピックアップし、状況の変化にどう対応するか、アセスメントや支援内容を定期的にチェックする対応を検討されてはいかがでしょうか。 ・保護者が支援に拒否的となっている事例においても、子どもの安全安心を中心に考えることを基本としつつも、保護者のプラスの側面(強み)にも着目し、保護者が利用できているサービスは何か、利用が可能になっている背景事情は何かを分析し、関係機関と連携し、保護者の力を引き出す視点を大切にしたいところです。そして、保護者支援を展開する上では、市町の多様な支援メニューが存在することは重要となります。児相としても、それぞれの市町にどのような支援メニューがあるのかに一層強い関心を持ち、さらにそれをどのように増やしていくのかを考え、働きかけることを考えるべきではないでしょうか。 ・親子の絆再生事業の取組みが果たしている機能を意識し、絆事業で対応している事例の勉強会や研修会を積極的に実施する等して、蓄積された親子関係再構築のノウハウを一層、所内で共有する等により、今後の職員の増員の際に組織で進められることを提案いたします。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	S

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・市町要対協代表者会議等で(以下、「要対協」)の参加委員向け研修やアセスメントツールに関する市町向け研修、また市町民生委員向け研修の実施等、児相の立場から様々な市町への支援やケース支援を行っている点は、評価できます。 ・措置解除前等に市町とケース支援の協働をすすめる際、学校等所属を含めた関係機関とのケース会議等で説明を行い、市町関係機関の意見確認を経て、援助方針会議等で最終的な判断をしている点も、ケース世帯への在宅支援上の重要なプロセスであり、引き続き対応していただきたい点です。 【今後に向けての提案】 ・市町からの送致や児相からの送致があまりみられず、指導委託の事例もあまり確認できませんでした。市町の資源を強化し、これを利用しようとする意識が不十分なのではないかと懸念されます。市町に対し、それぞれの地域特徴に応じて、要対協やこども家庭センターを強化するための戦略を練る必要があります。こども家庭センターの設置や一定の市町村の事業が児童福祉法に盛り込まれたこの時期がその取組強化のチャンスと捉え、虐待等のケースで支援の幅を広げることを期待します。また、市町から保護者支援のノウハウの指導や、事例研究等を希望するアンケート結果が出されており、事例検討や人的な交流を行う等連携を深める必要があります。自らの管轄内の市町の強化について、京築児相が強い関心を持ち、中心となって、本庁や県中央児相と必要に応じて連携しつつ推進することや、必要であればそのための職員配置が望ましいと考えます。 ・次年度に予定されている一時保護所の新設は、子どもの緊急的な居場所が確保される点で、地域にとっても非常に大きな一歩になります。一時保護所の新設は地域の保護ニーズを喚起する傾向があり、養育疲れ等のレスパイトケースの保護ニーズの混在は、一時保護所の運営を厳しくする場合があります。虐待等のない養育支援レベルの比較的軽度なケースは、地域の社会資源や子育て支援事業等による対応が望ましいことから、児相としても管轄地域の子育て支援計画等に積極的にかかわる姿勢が求められます。管轄の市町、要対協、こども家庭センターの強化の必要性や市町村子育て支援メニューの拡充を意識して、取り組むことが重要です。例えば、現在の社会的資源である自立援助ホーム等に地域のトワイライトステイやショートステイ等の預かり型子育て支援サービスが展開できるよう、地域の社会的養育計画に児相の立場から積極的に助言する、あるいは児相が知った子育て支援の先進事例や制度情報等管轄市町担当者にメーリングリスト等で情報提供する等が挙げられます。 ・管轄の市町のケースワーク等支援力を上げるため、児相が取り組めることとして、「市町の担当者に、児相の受理会議・援助方針会議に定期的にオブザーバー参加してもらうこと」、また「定期的に実務研修として市町

職員を受け入れ、児童福祉司と協働する場を持つ(新しくなった広い執務室に市町用の机を置き、実務実習として人的交流を常時受け入れできるようにすること)等により、市町が児相の検討プロセスや判断根拠を知る機会となり、同じ児童家庭支援機関としての支援方法や援助技術等共有化が進みます。加えて、児相職員も、管轄の市町の受理会議等に定期参加し、家庭訪問に同行する等の方法で交流を深めることも考えられます。具体的に目に見える形で市町と児相協働との双方向支援の在り方を検討することが重要です。

・児童福祉審議会(社会福祉審議会)については、福岡県として年間 3 件程度の被措置児虐待や里親認定にかかる諮問が主であり、親権制限事例等の諮問も増えてきたとはいえ、十分な活用とはいえない状況です。

・子どもの意見の確認に関する点や心理診断を含めたアセスメントが十分でなく、内容的に児童福祉審議会への意見聴取、報告を行った方がよいのではというケースがあり、気になるところがありました。今後は、児相の援助方針と子どもや保護者から異なる意見が出され、対応が難しいと思慮されるケースについては、県庁主管課に一報入れ、児童福祉審議会の中でケースの進め方の確認、意見聴取をすることにより、援助方針の後盾を得ること、児相自体がバックアップされる体制を強化することが望まれます。

・精神科医や弁護士等、従来の外部専門家の意見を交えた事例検討、援助方針の決定過程を含めて、子どもの権利擁護の観点から法の求める環境整備を進めるためにも、子どもの意見等をしっかり審議できる体制づくりに向け、オンラインも可能となった児童福祉審議会をしっかりと活用する必要があると考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	B
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	C
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	C